結婚・子育て資金一括贈与の非課税措置の延長

<改正のポイント>

1. 趣旨·背景

2023(令和5)年度の税制改正大綱では「制度の廃止も含め、改めて検討する」とされたが、現在、「こども未来戦略」の集中取り組み期間(2026(令和8)年度まで)の最中にあり、こども・子育て政策を総動員する時期にあるため、適用期限が2年延長される。

2. 内容

結婚・子育て資金一括贈与の非課税措置の適用期限が2025(令和7)年3月31日から2027(令和9)年3月31日まで、2年延長される。

3. 適用時期

2025(令和7)年 4月1日以後に一括贈与された結婚・子育て資金に係る贈与税について、 引き続き適用される。

1. 改正の趣旨・背景

結婚・子育て資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の導入・改正の流れ

2015(平成27)年度 : 祖父母や両親の資産を早期に若年世代に移転させることにより経済活性化に資することを

目的に導入された。

2019(平成31)年度 : 格差の固定化につながらないよう、機会の平等に留意した見直しにより、受贈者の所得要件

が設けられた。

2021(令和3)年度: 贈与者死亡時の相続税の2割加算の適用の見直しが行われた。

2023(令和5)年度 : 受贈者の年齢が50歳に達した場合等の贈与税課税は一般税率で計算する見直しが行われた。

2023(令和5)年度 : 「制度の廃止も含め、改めて検討する」とされたが、現在、「こども未来戦略」の集中取組期間

(2026(令和8)年度まで)の最中にあり、こども・子育て政策を総動員する時期にあるため、

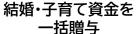
適用期限が2年延長される。

●結婚・子育て資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の概略図

贈与者死亡



結婚・子育て資金の残額に対し相続税課税







結婚・子育て 資金の使用

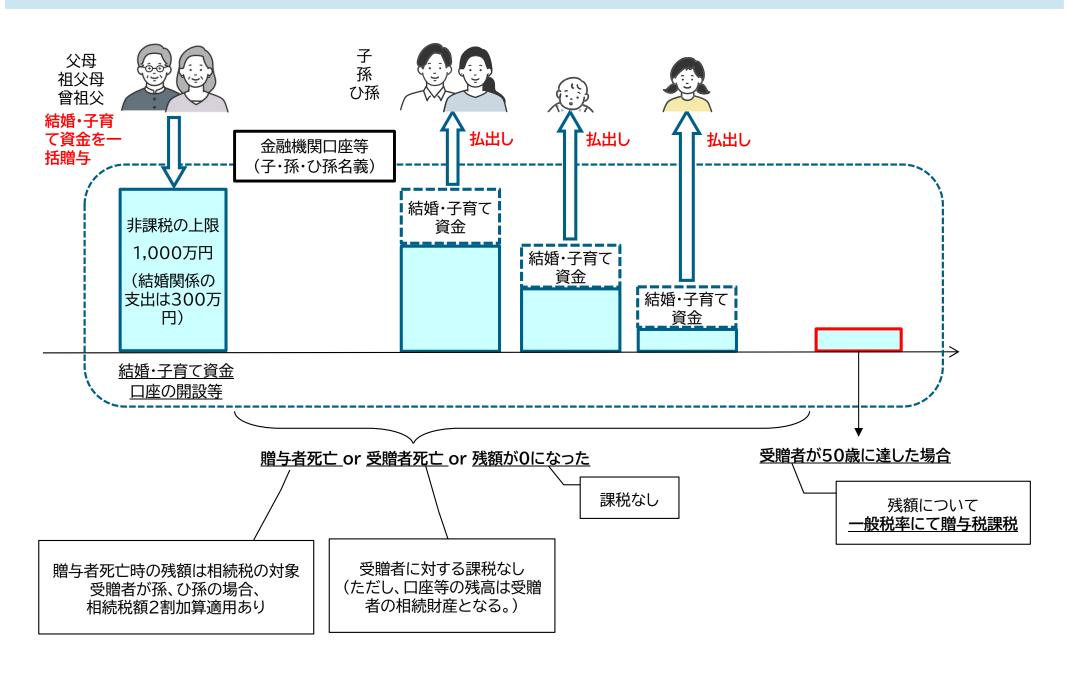


受贈者が50歳に達する等

結婚・子育て資金の残額に対し贈与税課税

・般税率を使用して贈与税を計算

2.結婚・子育て資金の非課税制度のイメージ図



3. 今後の改正の動向

結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置は近年の利用件数が減少傾向にあり、2023(令和5)年3月から2024(令和6)年3月までの間での増加件数は196件となっている。

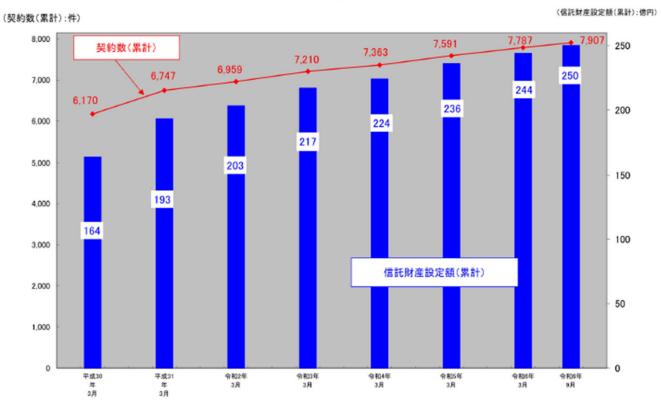
2025(令和7)年度の税制改正大綱では、「関係省庁において、子育てをめぐる給付と負担のあり方や真に必要な対応策について改めて検討すべきである。」としている。

結婚・子育て支援信託の受託状況

(単位:件)

		平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月	令和6年9月
	契約数(累計)	6,170	6,747	6,959	7,210	7,363	7,591	7,787	7,907
ĺ	増加数	_	577	212	251	153	228	196	120

結婚・子育て支援信託の受託状況



(出典:一般社団法人信託協会「ニュースリリース信託の受託概況(令和6年9月末現在)」)

(相続・贈与税:結婚・子育て資金の一括贈与)